

琉球大学化学同窓会会則

（目 的）

第1条 本会の目的は、化学する心を育み、会員相互の親睦と琉球大学化学及び海洋自然科学の発展に貢献することを目的とする。

（名称及び事務局）

第2条 本会は、琉球大学化学同窓会と称し、事務局を理学部海洋自然科学科（化学系）事務室に置く。

（会 員）

第3条 本会の会員は次のとおりとする。

- （1） 正 会 員 琉球大学化学科卒業生、海洋自然科学科卒業生、理工学研究科化学関連研究生並びに関連する大学院生
- （2） 特別会員 正会員以外の琉球大学化学科現旧職員、及び琉球大学教官で本会の主旨に賛同する者
- （3） 準 会 員 琉球大学化学科在学生、海洋自然科学科（化学系）在学生、及び正会員以外の同大学院生
- （4） 賛助会員 本会の主旨に賛同し、役員会で推薦した者

（事 業）

第4条 本会は、前条の目的達成のために、次の事業を行う。

- （1） 会誌の発行
- （2） 会員名簿の管理
- （3） 琉球大学海洋自然科学科（化学系）教官の退職激励会及び叙勲者、受賞者の激励会
- （4） その他、本会の目的達成のために必要な事業

（会員の努め）

第5条 会員は転職、転居、改姓の都度、その旨本会事務局に通知するものとする。

（役員の構成）

第6条 本会に次の役員を置く。

会長1名、副会長1名、事務局長1名、会計1名、書記2名、
琉大海洋自然科学科（化学系）幹事1名、会計監査委員2名

（役員の選出）

第7条 役員は次のとおり、会員の中から選出する。

- （1） 会長、副会長は各期持ち回りとし、総会において選出する。
- （2） 事務局長、会計、書記、会計監査委員は会長が委嘱する。
- （3） 琉球大学化学幹事は海洋自然科学科（化学系）主任があたる。

(役員の任務)

第8条 役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。
- (3) 事務局長は、会長の指示により、会務を統率し、その事務を処理する。
- (4) 会計は、会計事務を処理する。
- (5) 書記は、会議の議事録の整理と文書事務を処理する。
- (6) 琉大幹事は、大学側を代表し、大学と同窓会との連絡調整の任にあたり会務が円滑に遂行できるようにする。
- (7) 会計監査委員は、本会の財産及び会計等の諸帳簿を監査し、その結果を総会で報告する。

(顧問の設置)

第9条 本会は、特別会員及び本会に貢献した者の中から若干名の顧問を置くことができる。顧問は会長の相談に応ずる。

(役員、顧問の任期)

第10条 役員、顧問の任期は次のとおりとする。

- (1) 役員の任期は1年とする。
- (2) 顧問の任期は2カ年とし、再任を妨げない。

(各期幹事)

第11条 各期に幹事1名を置く。各期幹事は各期で互選する。

各期幹事は各期を代表し、同窓会と同期生との連絡調整の任にあたり、会務が円滑に遂行できるようにする。

(総会)

第12条 総会は年度1回、定期総会を開催する。

2. 定期総会は次の事項を審議決定する。

- (1) 会則の改正
- (2) 役員の選出
- (3) 会務報告及び会計報告
- (4) 予算、決算の承認
- (5) その他必要な事項

3. 会長が必要と認めたときは、臨時総会を開催することができる。

4. 総会の議長は会長が務める。

(役員会)

第13条 役員会は第6条の役員で構成する。

2. 会長は必要に応じて、役員会を開催することができる。

3. 役員会の任務は次のとおりとする。

- (1) 総会に提出する議案の審議

- (2) 事業に関する企画と運営
- (3) 正、特別、賛助会員の推薦
- (4) その他必要な事項

4. 役員会は、役員の3割以上の出席をもって成立する。

5. 本会の会務執行は、役員会において、協議決定し、会員に通知する。

6. 役員会は、この会則に定められている事項のほか、急を要する事項について決定することができる。

(決 議)

第14条 総会、役員会の決議は、出席者の過半数による。賛否同数の場合は議長の決するところによる。

(会 費)

第15条 本会の会費は年間2,000円とする。但し、終身会費10,000円でこれに替えることができる。

(運営費)

第16条 本会の運営費は次の収入をもって当てる。

- (1) 会費
- (2) 寄付金
- (3) その他

(諸帳簿の備付)

第17条 本会に次の諸帳簿を備える

- (1) 会員名簿
 - (2) 議事録
 - (3) 会費徴収簿
 - (4) 金銭出納簿
 - (5) 財産目録
 - (6) 備忘録綴
- ただし、諸帳簿(2)～(6)の保存期間は5年間とする。

(会則の改正)

第18条 本会則の改正は総会の議決による。

(解散)

第19条 本会の解散は総会の議決による。

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終了する。

(細則決定)

第21条 本会則の施行についての細則は、役員会の承認を得て、会長が定める。

(個人情報保護方針)

第22条 琉球大学化学同窓会個人情報保護方針を別途定める。

付則

この会則は、平成3年9月14日から施行する。

付則

この会則は、平成10年11月14日から施行する。

付則

この会則は、平成18年2月25日から施行する。

付則

この会則は、平成23年1月22日から施行する。

付則

この会則は、平成29年11月4日から施行する。

付則

この会則は、令和4年11月19日から施行する。